

結城市公共施設等総合管理計画（概要版）

令和4年3月改訂

公共施設等総合管理計画とは

1. 目的

公共施設等総合管理計画は、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。本改訂では、公共施設やインフラを対象に定めた個別施設計画などの内容を反映するほか、公共施設等の管理に関する方針について見直しを行います。

2. 計画期間

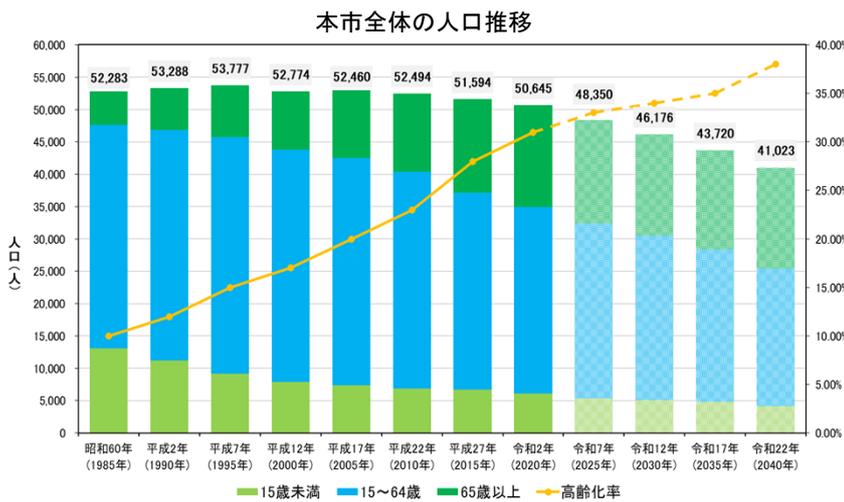
平成29年度（2017年度）から令和28年度（2046年度）の30年間

3. 対象施設

本計画において対象とする公共施設等は、本市が所有する全ての公共施設およびインフラ資産とします。
※車両や機械装置などは対象外。

現状と課題に関する基本認識

1. 高齢化の進行および人口構成の変化によるニーズの変化

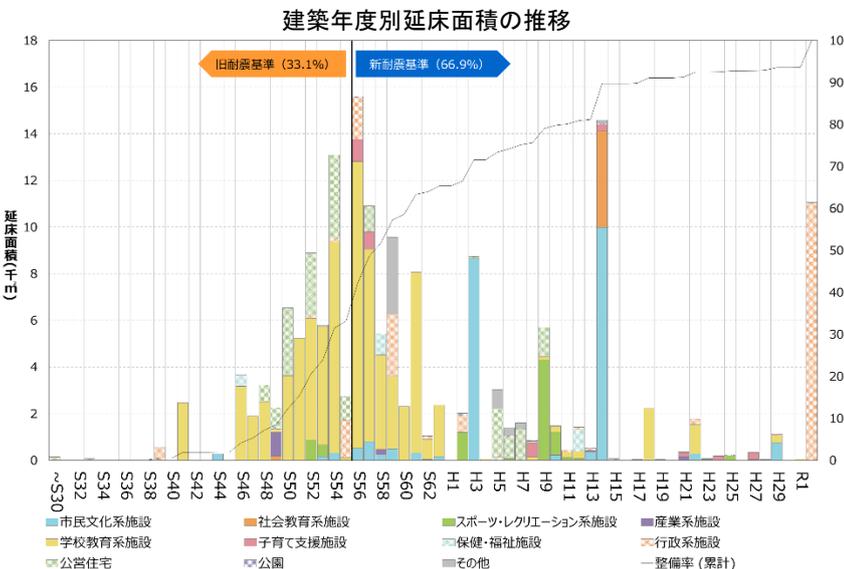


本市の人口は、令和2年（2020年）には50,645人となっていますが、今後さらに減少が進み、令和22年（2040年）の人口は41,023人、人口構成割合では年少人口は10%、老年人口は38%になると推計されています。

こうした人口構成比の変化により、学校教育施設や子育て支援施設での余剰の発生、高齢者施設の不足など、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。このような状況変化を踏まえ、施設規模の見直しや、既存公共施設の多目的での活用も視野に入れ、公共施設に係る市民ニーズに対応する必要があります。

人口減少や少子高齢化に伴い
公共施設に対するニーズが変化

2. 公共施設の老朽化



本市の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和46年度から昭和59年度にかけて整備が集中しています。

また、旧耐震基準が適用されていた昭和55年度以前に整備された施設は約33%にのぼり、安心・安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が懸念される公共施設が多くあることが分かります。

今後、建替えや大規模改修などの
検討が必要な施設が集中

公共施設の状況

1. 施設保有量の推移

平成27年度末時点と比較して、令和2年度末時点での普通会計施設は4施設、延床面積で約9,500㎡増加しました。公営企業等施設（上水道・下水道・農業集落排水施設）の保有数には変更ありません。

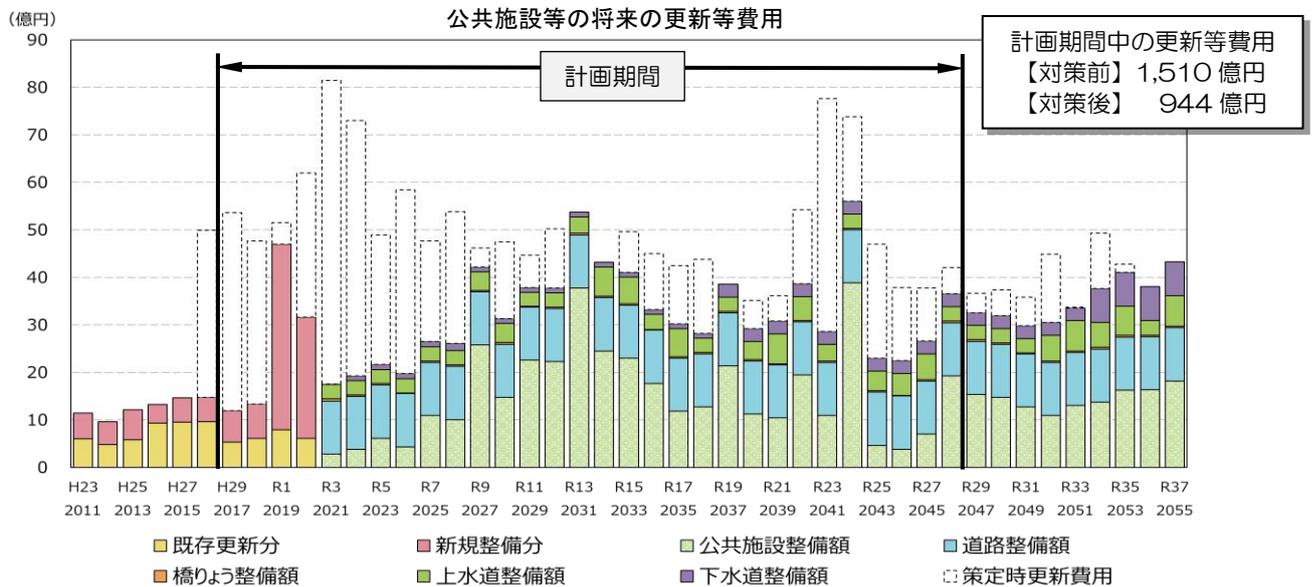
また、インフラについては、道路が約1,600m減、橋梁が7本減、上水道管路が約8,000m増、農業集落排水を含む下水道管渠が約5,700m増となっています。

種別	分類	平成27年度末		令和2年度末		増減		
		保有数	面積(㎡)	保有数	面積(㎡)	保有数	面積(㎡)	
施設	普通会計	114	162,197	118	171,728	4	9,531	
	公営企業等	上水道	2		2		0	
		下水道	5		5		0	
		農業集落排水	3		3		0	

種別	分類	平成27年度末		令和2年度末		増減	
		本数	延長(m)	本数	延長(m)	本数	延長(m)
インフラ	道路		832,618		830,983		-1,635
	橋梁	235		228		-7	
	上水道管路		395,279		403,299		8,020
	下水道管渠		216,791		222,509		5,718

2. 将来の更新等費用と維持管理経費の見込み

本市のすべての公共施設等を耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合の30年間の試算額1,510億円と比較して、統廃合や長寿命化等の対策を実施した場合の更新等費用は944億円（実績含む）となり、対策の効果として、30年間で566億円程度、更新等費用の縮減が見込まれます。

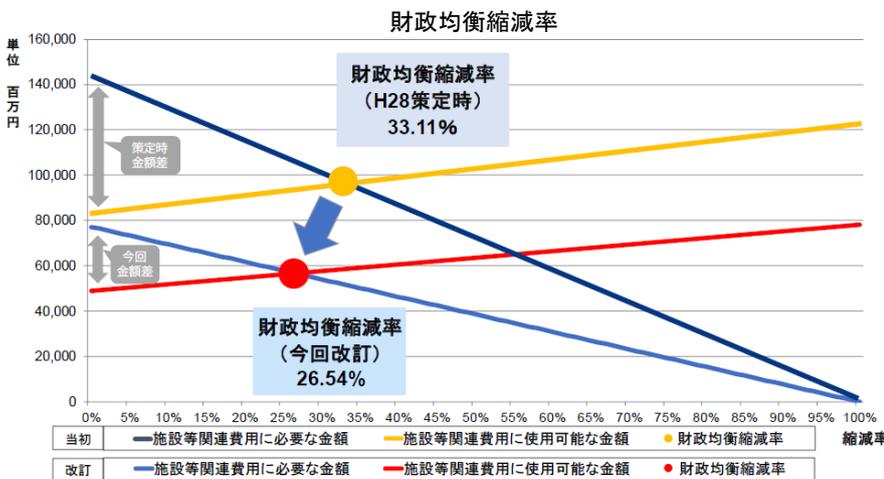
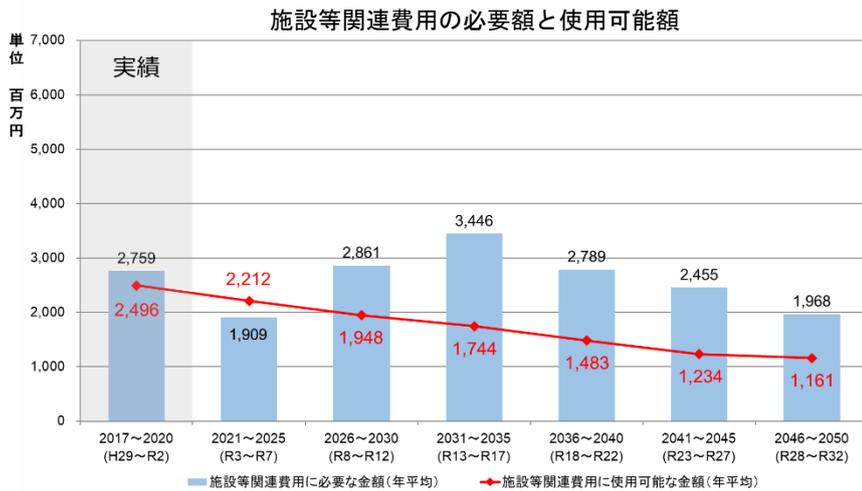


さらに、更新等費用に維持管理経費を加えた今後10年間の費用を算出すると…

長寿命化等の対策により、全体で380億円近い削減が見込まれる

建築物：【対策前】418億円 ⇒ 【対策後】158億円
 インフラ施設：【対策前】278億円 ⇒ 【対策後】157億円

3. 公共施設にかけられる財源の見込みと目標設定



今後の公共施設等の維持更新に必要な金額と、それに使用可能な金額を推計・比較しました。

公共施設関連経費に着目し推計した結果、今後 30 年間に於ける公共施設等の維持更新に必要な金額は 771 億円、公共施設等の維持更新に使用可能な金額は 489 億円と推計されました。

長寿命化等の対策の効果もあり、当初計画策定時から、必要額・使用可能額とも削減できる結果となりましたが、公共施設等にかけられる財源が 30 年間で 282 億円不足する見込みとなっています。

公共施設等にかけられる財源の不足を補うため、当初計画策定時には、**公共施設等の維持更新に必要な額と充当可能な額の均衡を図る**として財政均衡縮減率を求め、施設等関連費用の縮減目標を定めました。

本改訂において財政均衡縮減率を求めた結果は 26.54%となり、当初計画策定時から縮減率が減少する結果となりました。

しかし、長期的には財源が不足する見込みであることに変わりはありませんので、施設量の縮減や、関連経費の削減などを継続する必要があります。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に関する基本的な考え方を、本市が特に重要であるとする 5 つの「基本方針」と、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に示された 8 つの「実施方針」として定めます。

基本方針 [5項目]	実施方針 [8項目]
①まちづくりと連動した公共施設管理の推進 公共施設の計画的な更新と効果的・効率的な管理運営	①点検・診断等の実施方針 法定定期点検や劣化診断の定期的な実施
②施設保有量の最適化 財政見通しや人口推計に見合った適切な施設保有量	②維持管理・修繕・更新等の実施方針 計画的な改修・更新、管理運営・維持管理コストの軽減
③計画保全（予防保全）による長寿命化 長期的・計画的な改修や修繕による公共施設等の長寿命化	③安全確保の実施方針 老朽化施設の除却・更新、危険物の適正な処理
④市民ニーズに対応した施設の活用 既存施設の更新における複合化等の検討	④耐震化の実施方針 インフラ施設を含めた耐震化の推進
⑤民間活力を活かした取組の推進 PPP/PFIの導入など民間活力を活かした行政サービスの検討	⑤長寿命化の実施方針 個別施設計画に基づく計画的な維持管理
	⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針 すべての利用者が快適に利用できる施設整備の推進
	⑦統合や廃止の推進方針 施設保有量の最適化や機能集約等の検討
	⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 計画の進捗管理や公共施設マネジメントの推進

